



JR東労組 (東日本旅客鉄道労働組合)
 東京都渋谷区代々木2丁目2番6号
 JR新宿ビル13F 〒151-8512
 電話 03-3375-5740(代)
 発行人 山口浩治 編集人 湯ノ目亜矢子
 月1回発行/一部20円
 (組合員の購読料は、組合費に含む)

2019年12月20日
 第704号



JR東労組ホームページは
 ←こちらからアクセス
<http://www.jreu.or.jp/>

2020春のたたかい

新生JR東労組運動を展開し 全組合員で春のたたかいを 推し進めよう!



たたかいの基本

1. JR東労組の存亡をかけ、
 未来を切り拓くために、12地本が総団結し、
 全組合員と共に組織の信頼回復と
 強化・拡大を実現しよう!

1. スト権に頼らない、
 組合員と共に歩むJR東労組をつくろう!

期間：2020年1月～4月(12月は意思統一期間)

12月4日に全地本書記長会議を開催し、「2020春のたたかい」について議論しました。
 第38回定期大会以降、たたかいの基本に則り、組織の信頼回復と強化・拡大に向けて新生JR東労組運動を展開しています。各種施策の団体交渉の内容を離脱した仲間にも伝え、共に施策に向き合い議論をつくらせた職場もあります。また、レクリエーションやサークル活動を通じて、仕事の悩みや問題点について話し、再加入につなげた職場もあります。職場活動を通じた問題解決の積み重ねや、職場の現状に合わせた創造的な運動をすることが重要です。
 「2020春のたたかい」でも新生JR東労組運動として継続した取り組みをつくり出していきます。そのためには、「1・組織の信頼回復と強化・拡大をめざす取り組み 2・雇用を守り、安全と働きがいをつくり出す取り組み」を職場のたたかいに

を基礎に具体的に
 つくり出して
 いきます。そし
 て、継続して全
 組合員が労働組
 合の存在意義を
 確認していきま
 しょう。
 一方、秋のたたかいの期間において、12地本で組織破壊と規定した「真実の声」等に関する調査を行い、事実を明らかにしていくこととなりました。組合員の信頼回復をめざして指令15号に基づいて行ってきた調査および面談の内容を明らかにするために、「JR東労組 組織部報」を発売してきました。「JR東労組 組織部報」を活用して真実を組合員に伝えていきましょう。
 18春闘の時のように、何が起きているのか分からない状況をつくることのないように情報を正しく、タイムリーに伝え、議論し、信頼回復につなげていくことが重要だと言えます。
 また、秋のたたかいは継続して、相互討論の場を通じた施策議論を行っていきます。そして、検証運動をつくり出すことを通じて、私たちにとっての働き方を創造していきます。その前提となる安全確立に向けて、職場から原因究明委員会の活動を展開していきましょう。
 春のたたかいは20春闘のたたかひも含まれます。春闘の具体的方針については2月の定期中央委員会での提起となります。19春闘は、厳しい社会情勢や時代認識であることを踏まえたたたかひを余儀なくされました。20春闘も厳しい情勢であることに変わりはありません。だからこそ、20春闘をたたかひ抜くためにも「組織力」が必要で、すべての取り組みを組織強化・拡大につなげ、「組織力」を強化していきましょう。
 JR東労組の存亡をかけ、未来を切り拓くために全組合員で春のたたかひを推し進め、前進していきましょう!



2019年度 年末手当 妥結!

全組合員の力で勝ち取った成果を確認し、JR東労組の存在意義を確認しよう!

ステーション サービス協議会

過去最高の
 支給額を勝ち取る!

基本給月額
 2.45ヶ月+2万円
 支給日 12月5日以降
 準備でき次第

ジェイアールバス 東北本部

基準内賃金の2.45ヶ月
 契約社員 基本日額の
 23日分×2.05
 支給日 12月4日以降
 準備でき次第



JRバス関東本部

基準内賃金の2.9ヶ月
 契約社員A 基準内賃金の2.10ヶ月
 契約社員B 継続雇用期間及び従事する業務に基づき
 定めた額+3万円
 臨時雇用員 継続雇用期間及び調査期間内における稼働時間に基づき定めた額+3万円
 支給日 12月4日以降準備でき次第

職場からの多くの激励ありがとうございました!



政府が主
 導する「働
 き方改革」
 という言葉
 を日常的に
 耳にするよ
 うになり、先日副業につ
 いて新聞記事で触れられていた
 ▼副業に前向きな企業からは
 「専門能力が高く市場価値の
 高い人材は、副業を通じて技
 能や知見を磨いている」と言
 われているが、現実には「本業
 がおろそかになる」「労働時間
 の管理」「情報漏洩」等多くの
 課題があるだろう▼労働者の
 立場から考えると、一番懸念
 されるのは長時間労働に繋が
 ることだろう。厚生労働省の
 「副業・兼業の場合の労働時
 間管理の在り方に関する検討
 会」では労働時間は「自己申
 告」を基本としている。果た
 して正確に労働時間が管理で
 きるのだろうか▼そもそも
 「働き方改革」とは過労死が
 社会問題化している中で長時
 間労働の是正が目的だったの
 ではないのか。低賃金が故に
 副業をしなければならぬ状
 況なのであれば、政府の経済
 政策に問題があるのではない
 か。多様な働き方というが何
 が目指されているのか▼労働
 者の視点で「働き方改革」の
 真実を見抜かなければならな
 い。労働組合の必要性はこれ
 まで以上に高まっている。労
 働者が犠牲にならない環境を
 つくり出さよう。